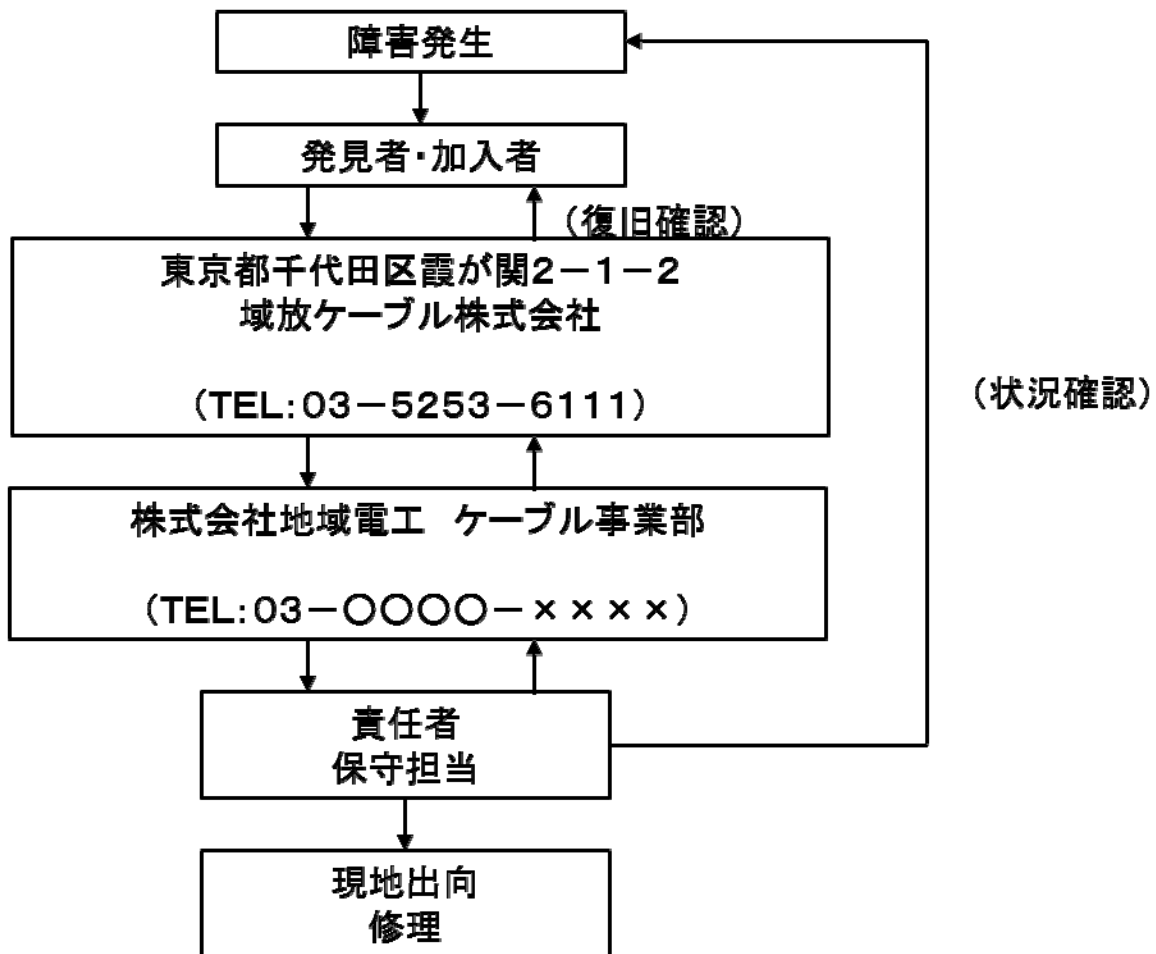


別表第三十四号（第 136 条第 2 項第 2 号関係）

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

保守連絡体制表



2 業務に従事する者の実務経験等

運用・保守担当主任者

氏名 有線 幸二

略歴	平成3年4月	城放ケーブル(株)入社 城放ケーブル(株)の有線テレビジョン放送施設の保守管理業務に従事
	平成10年3月	有線テレビジョン放送技術者第一級取得 (登録番号第ABCDEFGH号) 以後、城放ケーブル(株)における有線テレビジョン放送の保守管理業務及び全ての設計を行う。
	平成14年10月	丸の内地域インターネット事業光ファイバ敷設工事に従事
	平成15年3月	城放ケーブル(株)退職
	同	(株)地域電工入社 ケーブル事業部に所属 城放ケーブル(株)の有線テレビジョン施設の設計保守管理業務に従事。 現在に至る。

注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、法第136条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。